

公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会 令和7年度事業計画書

1 方針

大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会（以下「協議会」と呼ぶ）は、戦没者慰霊活動の永続拡充のため、全国の戦没者慰霊諸団体と密接な協力連携の下に、慰霊事業を着実に実行するとともに協議会の運営態勢の充実整備に努める。

2 主要な事業の実施

（1）戦没者崇敬に関する思想の普及

大東亜戦争戦没者崇敬に関する思想を普及するため、主として次の活動を中心に行う。

ア 広報誌「慰霊」の発行

広報誌「慰霊」を年3回（4月、9月、1月）発行する。編集に当たっては大東亜戦争及び大東亜戦争戦没者崇敬に関する思想の普及啓蒙に繋がる記事の掲載を最重視するほか、関係慰霊諸団体が行う慰霊行事・活動等の広報にも留意するとともに読者層を拡大するため頒布要領の改善に努める。

イ ホームページによる広報

ホームページについて適宜内容を更新して内容充実と表現要領の改善に努める。とりわけ若年層を主たる対象として大東亜戦争の実態・実相や戦没者慰霊思想に係る普及に繋がる記事の掲載を最重視する。

（2）大東亜戦争における全戦没者慰霊行事の実施

ア 令和7年度大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭の斎行

協議会諸団体との共同連携を密にして、全団体を主催団体とする「令和7年度大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭」を7月5日（土）に斎行する。

実施に当たっては、在宅参拝者を含めた会員及び参加団体の参画意識の昂揚を図るとともに、会員以外に広く参加者を募るための広報に留意する。

イ 永代神楽祭への参列

4月28日（月）に大東亜戦争全戦没者慰霊に係る永代神楽祭へ参列する。

（3）慰霊諸団体が行う慰霊行事・活動への協力・支援

全国の慰霊諸団体が行う国内外での慰霊行事・活動について、次のとおり協力・支援する。

ア 慰霊諸団体が国内外において行う慰霊行事・活動について、広報誌「慰霊」への掲載、役員等参加、慰霊電奉奠、供花、玉串料奉呈などの形で、協力・支援する。

イ 関係慰霊諸団体及び靖国神社関係団体との連携を密にしつつ、戦没者慰霊広報活動に関する相互情報交換等を積極的に行い、戦没者慰霊思想普及活動の拡充とレベルアップに努める。

ウ 必要に応じ政府・国会等への要望・提言活動、マスコミ紙誌への投稿など、各種の手段を通じて戦没者慰霊思想の普及啓蒙と意識刷新に努める。

(4) 戦没者遺骨収集事業への協力

ア 「一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会」(以下「推進協会」という) 戦没者遺骨収集事業への協力

国(厚労省)の委託を受けて推進協会が計画・実施している戦没者遺骨収集事業へ協議会諸団体からの推薦に基づき要員を派遣する。

イ 推進協会等への意見提出

限られた期間内に効率的・効果的に遺骨収集事業が進捗するよう慰霊諸団体の意見を推進協会等へ提出する。

3 協議会の運営態勢の充実整備

(1) 慰霊諸団体連絡会議の開催

慰霊諸団体の活動状況の相互把握、諸団体相互協力のあり方について意見交換を行うとともに、諸団体から協議会の活動に対する要望等の把握及び国(厚生労働省)への要望事項等の取りまとめに努める。

(2) 戦没者慰霊事業の将来方向の検討

わが国戦没者慰霊事業の将来方向について研究するための資料を収集するとともに、協議会及び慰霊諸団体が行う慰霊活動の今後あるべき姿について、関係諸団体との意見交換を行う。

(3) 協議会組織基盤の整備

ア 協議会参加団体の維持拡充

近年の協議会参加団体の永代会員化に鑑み、正会員団体、特別会員団体等の拡充に努める。

イ 個人会員の維持拡充

戦没者崇敬思想の普及広報に接続して協議会の個人会員数拡充に努力するとともに、協議会参加団体の広報誌等に当協議会会員募集のチラシ折り込みについての協力を求め新会員の獲得に努める。

ウ 業務の効率化・合理化

会費等収入減少、財産運用金利低下の傾向に鑑み、業務の効率化と経費の節減に努めるとともに協議会規程類集・業務執行要領に係る内規等の不適合事項について、逐次に見直し整備を行う。

エ 適宜の財産運用

低金利が続く情勢の中で、有利な運用先を求め、「安全」を考慮しつつ機を失せず買い換えを実施し、財務基盤の改善に資する。